

東濃看護専門学校を設置及び管理に関する条例を廃止する条例

1 改正趣旨

令和 7 年 3 月 31 日の東濃看護専門学校閉鎖に伴い、「東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例」等、関係条例を整備する。

2 主な内容

- (1) 東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例を廃止する（本則）。
- (2) 東濃西部広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する（附則第 2 条第 1 号）。
- (3) 東濃看護専門学校財政調整基金条例を廃止する（附則第 2 条第 2 号）。
- (4) 東濃西部広域行政事務組合職員定数条例を一部改正する（附則第 3 条）
管理者の事務部局における職員定数について、定数「13 人」の「東濃看護専門学校の職員」を削り、合計の部を「22 人」から「9 人」に改める（第 2 条関係）。
- (5) 東濃西部広域行政事務組合議員の議員報酬及びその他非常勤の特別職職員の報酬並びに費用弁償に関する条例を一部改正する（附則第 4 条）。
報酬及び費用弁償の対象から「東濃看護専門学校運営協議会委員」を削る（別表関係）。
- (6) 東濃西部広域行政事務組合職員の給与に関する条例を一部改正する（附則第 5 条）。
「特殊勤務手当」及び「管理職手当の特例」は東濃看護専門学校職員のみ適用されるため削除する。（第 3 条及び第 4 条）。
- (7) 東濃西部広域行政事務組合特別会計条例を一部改正する（附則第 6 条及び附則第 7 条）。
「東濃看護専門学校事業特別会計」を削る（第 1 条及び第 2 条）。なお、令和 6 年度の収入及び支出並びに決算に関しては、従前の例による。
- (8) 東濃西部広域行政事務組合分担金条例を一部改正する（附則第 8 条及び附則第 9 条）。
 - ア 分担金を徴収する事業の「東濃西部看護師修学資金貸付基金負担金」を「東濃西部看護師修学資金貸付事業負担金」に、「東濃地域医師確保奨学基金負担金」を「東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業負担金」に改める（第 2 条関係）。
 - イ 分担金を徴収する事業から「東濃看護専門学校運営費負担金」及び「東濃西部看護師修学資金貸付事業負担金」を削る（第 2 条関係）。

3 施行日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、(8) ア（附則第 8 条）については、公布の日とする。